

議案第二十三号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成参年参月式拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第

号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

一一二、〇〇〇円
四九、〇〇〇円
四九、〇〇〇円
四六、〇〇〇円
三三、〇〇〇円
二一、〇〇〇円
一八、〇〇〇円
一六、〇〇〇円
一四、〇〇〇円
一三、〇〇〇円

を

一一九、〇〇〇円
五二、〇〇〇円
五二、〇〇〇円
四九、〇〇〇円
三五、〇〇〇円
二二、〇〇〇円
一九、〇〇〇円
一七、〇〇〇円
一五、〇〇〇円
一四、〇〇〇円

に改める。

別表第二中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。